

成年後見制度や成年後見センターふじみの業務についての問合せ

社会福祉法人 富士見市社会福祉協議会

〒354-0021

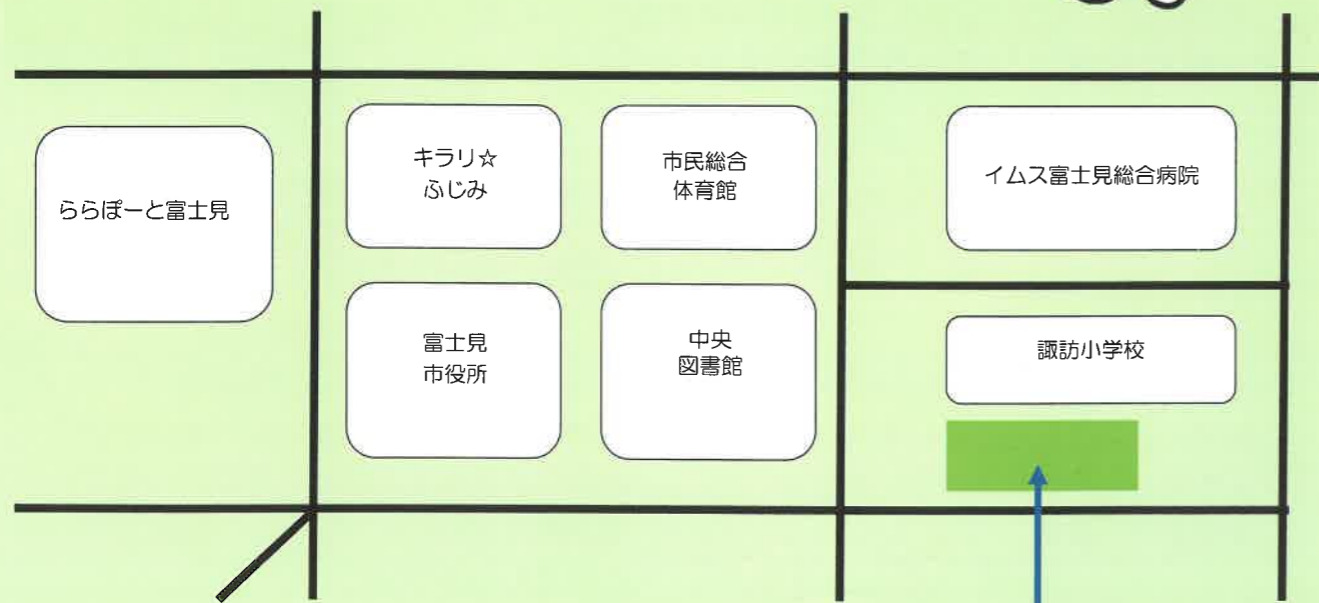
富士見市鶴馬1932-7 市民福祉活動センターぱれっと内

TEL 049-254-0747

FAX 049-255-4374

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝休日を除く)



富士見市社会福祉協議会
(市民福祉活動センター
ぱれっと内)

富士見市マスコットキャラクター ふわっぴー



成年後見センター ふじみ

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう

成年後見センターふじみでは

成年後見制度に関する

いろいろなご相談に応じます。



成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

本人の利益を守るとともに、本人の考えを尊重するための仕組みです。

法定後見制度

～すでに判断力が不十分な方～

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が、本人の財産管理や、心身の状況や生活の状況に配慮して生活や療養等に関する法律行為を行う身上保護をします。

お住いの地域の家庭裁判所に申立てをします。

母が施設に入ることになりました。まとまったお金が必要になり母名義の定期預金を解約したいけれど、母は認知症で銀行の手続きができなくて・・・

最近忘れっぽくなったけれど、難しい手続きを手伝ってもらえるから安心していきます。

知的障がいのある子どもがいます。もし私に何かあったら・・・
残された子どもの生活や金銭管理を誰にお願いすればいいですか？



【法定後見制度の種類の違い】

	補 助	保 佐	後 見
対 象 者	判断能力が不十分な方（重要な財産管理などを一人ですることが不安な方）	判断能力が著しく不十分（日常の買物等は一人でできるが、重要な財産管理などができない方）	判断能力が全くない（日常の買物が全くできないなどの状態の方）
代理権の範囲	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
申立てが出来る方	本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長など		

任意後見制度

～将来に備えたい方～

判断力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

公正証書で契約します。（財産管理、医療や施設入所の契約、介護保険や障がい福祉制度の手続きなど）

「即効型」「将来型」「移行型」の3種類があります。

今は大丈夫だけれど、将来が不安です。
自分に何かあったときに、支援してもらえることを今のうちに決めておきたい。

信頼できる人に頼むことができ安心しました。



成年後見センターふじみの主な業務内容

①相談・支援

成年後見制度の相談を受け、制度の利用が必要な場合は、手続きや申立てについて支援します。

②広報・啓発

講演会や研修会、地域での出前講座を開催するなど、成年後見制度の普及啓発活動を行います。

③市民後見人の養成・支援

地域の身近な支援者としての市民後見人を養成し、後見業務などの活動への支援を行います。

④地域連携ネットワークの整備

法律・医療・介護・福祉関係機関や支援者による協議会を設けるなど、成年後見制度利用の促進に向け、地域の関係機関との連携強化を図ります。

